



4月29日の外国為替市場で1ドル=160円を突破し、現在は2度の為替介入で、1ドル=150円台後半の水準となっています。企業の決算発表では、円安がプラスに働く企業、マイナスに働く企業と様々ですが、家計への物価高影響は益々厳しいものとなっています。筆者は適正な為替水準となり、物価高が落ち着き、海外旅行も手が届く日が戻ってくることを願っております。

最新情報（2024年4月1日～2024年4月30日）

1. 業種別委員会

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2024年 4月24日	公開草案	「業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の改正について	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の見直しについて一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。 2023年12月5日に投資事業有限責任組合会計規則（以下「有責組合会計規則」という。）が公表され、日本の投資事業有限責任組合（以下「有責組合」という。）が保有する金融商品に対する公正価値評価を促進するため、時価での評価が原則とされるとともに、時価の定義が明確化されました。本改正は、新たに公表された有責組合会計規則との整合性を図るために見直しを行ったものです。	意見募集期限 2024年5月 24日
2024年 4月26日	コメント	「業種別委員会実務指針第50号「一般送配電事業者が作成する送配電部門収支計算書等に係る監査上の取扱	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2024年4月18日に開催された常務理事会の承認を受けて、業種別委員会実務指針第50号「一般送配電事業者が作成する送配電部門収支計算書等に係る監査上の取扱い」を公表いたしましたので、お知らせします。 本改正は、2022年11月1日付けで電気事業託送供給等収支	—

		い」の改正について」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	計算規則が改正され、託送料金制度において、2023年4月1日より料金算定の方式がそれまで適用されていた総括原価方式から代わり、レベニューキャップ制度が導入されたことに伴い、見直しを行ったものです。	
2024年 4月26日	お知らせ	業種別委員会実務指針第66号(専門業務実務指針4466)「一般送配電事業者が作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表、内部留保相当額管理表に対する公認会計士等による合意された手続業務に係る実務指針」の廃止について	2022年11月1日付けで電気事業託送供給等収支計算規則が改正され、2023年4月1日より料金算定の方式がそれまで適用されていた総括原価方式に代わり、レベニューキャップ制度が導入され、超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表、内部留保相当額管理表が廃止されたことに伴い、日本公認会計士協会(業種別委員会)は、2024年4月18日に開催された常務理事会の承認を受けて、業種別委員会実務指針第66号(専門業務実務指針4466)「一般送配電事業者が作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表、内部留保相当額管理表に対する公認会計士等による合意された手続業務に係る実務指針」を同日付けで廃止することといたしましたので、お知らせします。	—
2024年 4月30日	改正	「業種別委員会実務指針第39号「銀行等金融機関における財務報告に係る内部統制の監査の留意事項(中間報告)」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会(業種別委員会)は、2024年4月18日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第39号「銀行等金融機関における財務報告に係る内部統制の監査の留意事項(中間報告)」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。 内部統制の実効性の向上を図るため、2023年4月に企業会計審議会から「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」が公表され、さらにこれを踏まえて、同年7月28日付けで財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」が改正され、同年9月に財務報告内部統制監査基準報告書第1号周知文書第1号「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」(2023年4月)等を受けた内部統制監査上の留意事項に関する周知文書」が公表されました。本改正は、これらの内容を銀	2024年4月1日以降に開始する事業年度の内部統制監査から適用

			行等金融機関の内部統制監査における留意事項に反映させるため、業種別委員会実務指針第39号「銀行等金融機関における財務報告に係る内部統制の監査の留意事項（中間報告）」の見直しを行ったものです。また、今回の改正に際して、監査基準報告書及び関連する公表物の起草方針に基づいた構成への組替えや、金融検査マニュアルが廃止されたことに伴う見直しも併せて行いました。	
--	--	--	--	--

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2024年 4月22日	改正	「公会計委員会実務指針第6号「国立大学法人等の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（公会計委員会）は、2024年4月18日に開催された常務理事会の承認を受け、同日付けで「公会計委員会実務指針第6号「国立大学法人等の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」を公表しましたので、お知らせします。	2024年4月1日以降に発行する監査報告書から適用
2024年 4月22日	公開草案	「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」の一部改訂について（公開草案）	2024年2月21日付けで『「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書』（以下「国大会計基準」という。）が改訂されました。 これを受け、国大会計基準の実務上の取扱いを定める『「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針』（文部科学省及び当協会の連名による発行）について所用の改訂を行うため、文部科学省と当協会とで検討を行いました。 このたび一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	意見募集期限 2024年5月 24日

5. IT 関係（テクノロジー委員会）

特になし

6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2024年 4月1日	意見	IASB 公開草案「資本の特徴を有する金融商品（IAS 第32号、IFRS 第7号及びIAS 第1号の修正案）」に対する意見について	<p>2023年11月29日に国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：IASB）から、公開草案「資本の特徴を有する金融商品（IAS 第32号、IFRS 第7号及びIAS 第1号の修正案）」が公表され、意見が求められました。</p> <p>日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、2024年3月29日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。</p>	—
2024年 4月22日	コメント	「日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に関する意見の募集」に対する主なコメントの概要とそれらに対する対応について	<p>企業会計基準委員会及び日本公認会計士協会は、日本公認会計士協会が公表した実務指針等の企業会計基準委員会への移管について検討を行い、2023年6月20日に「日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に関する意見の募集」（以下「本意見募集文書」という。）を公表致しました。</p> <p>このたび、本意見募集文書に寄せられた主なコメントの概要とそれらに対する対応を公表しましたのでお知らせします。</p>	—

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

サステナビリティ開示等の課題対応にあたって参考となる開示例集

有価証券報告書のサステナビリティ情報等の開示は、2024年3月期で2年目となります。

2024年3月29日に、金融庁は、有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等（サステナビリティ開示等の課題対応にあたって参考となる開示例集を含む）及び有価証券報告書レビューの実施について（令和6年度）を公表しています。

令和5年度の有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等の詳細として、複数の審査対象会社に以下のような共通した課題が識別されています。

○サステナビリティに関する考え方及び取組

- サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭である。
- サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程の記載がない又は不明瞭である。
- 戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて記載がない。
- サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭である。
- 人的資本に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である。

○従業員の状況

- 女性管理職比率を女性活躍推進法の管理職の定義に従って算定・開示していない。

○コーポレート・ガバナンスの状況等

- 取締役会、会社が任意に設置する指名・報酬委員会、監査役会等の開催頻度、具体的な検討内容、出席状況等の記載がない。
- 内部監査が取締役に直接報告を行う仕組みの有無に関する記載がない。
- 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、又は、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には長期間売却に取り組む予定はなく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている。

留意事項の他、サステナビリティ開示等の課題対応にあたって参考となる開示例集として、サステナビリティ開示の好事例集が公表されています。

令和6年度の有価証券報告書レビューの重点テーマとしてサステナビリティに関する企業の取組の開示が挙げられていますので、より一層充実した開示を行うことが期待されている状況です。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703